

# 3月臨時教育委員会

## 新旧対照表

(令和8年3月26日)

### 議案

- |      |   |                 |
|------|---|-----------------|
| 第51号 | 丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について | (教育総務課)・・・1頁    |
| 第54号 | 丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | (学校給食センター)・・・3頁 |
| 第55号 | 丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について      | (保育教育課)・・・5頁    |
| 第56号 | 丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について    | (田園交響ホール)・・・8頁  |
| 第57号 | 丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について     | (中央公民館)・・・11頁   |

丹波篠山市幼稚園、学校関係団体補助金交付要綱新旧対照表

現行	改正案																														
<p>(補助金の交付対象)</p> <p>第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）とは、次の各号に掲げるものとし、詳細は別表の通りとする。</p> <p>(1) 小学校校外活動助成事業</p> <p><u>(ア)</u> 自然学校</p> <p><u>(イ)</u> 修学旅行</p> <p><u>(ウ)</u> 校外活動（社会見学旅行）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>補助金の交付対象事業及び補助金の交付額</p> <p>（幼稚園園外活動助成事業・小学校校外活動助成事業・中学校校外活動助成事業・特別支援学校自立活動支援事業）</p>	<p>(補助金の交付対象)</p> <p>第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）とは、次の各号に掲げるものとし、詳細は別表の通りとする。</p> <p>(1) 小学校校外活動助成事業</p> <p>(削除)</p> <p><u>(ア)</u> 修学旅行</p> <p><u>(イ)</u> 校外活動（社会見学旅行）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>補助金の交付対象事業及び補助金の交付額</p> <p>（幼稚園園外活動助成事業・小学校校外活動助成事業・中学校校外活動助成事業・特別支援学校自立活動支援事業）</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>活動名・会名</th> <th>補助事業者</th> <th>補助額</th> <th>補助事業の目的及び補助の対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小学校校外活動助成事業</td> <td>自然学校</td> <td>学校長</td> <td>予算の範囲内</td> <td>学校外での活動を通して自立性、社会性、感性、創造性を育み健全育成を図る。経費（交通費等）の一部を</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	活動名・会名	補助事業者	補助額	補助事業の目的及び補助の対象経費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	小学校校外活動助成事業	自然学校	学校長	予算の範囲内	学校外での活動を通して自立性、社会性、感性、創造性を育み健全育成を図る。経費（交通費等）の一部を	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>活動名・会名</th> <th>補助事業者</th> <th>補助額</th> <th>補助事業の目的及び補助の対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小学校校外活動助成事業</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	活動名・会名	補助事業者	補助額	補助事業の目的及び補助の対象経費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	小学校校外活動助成事業	(削除)			
事業名	活動名・会名	補助事業者	補助額	補助事業の目的及び補助の対象経費																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																											
小学校校外活動助成事業	自然学校	学校長	予算の範囲内	学校外での活動を通して自立性、社会性、感性、創造性を育み健全育成を図る。経費（交通費等）の一部を																											
事業名	活動名・会名	補助事業者	補助額	補助事業の目的及び補助の対象経費																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																											
小学校校外活動助成事業	(削除)																														



丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則新旧対照表

現行	改正案																																
<p>附 則</p> <p>(学校給食費の特例)</p> <p>2 学校給食を受ける者で、園児、幼児、児童及び生徒以外の者に対する別表の規定の適用については、令和7年4月分から令和8年3月分までの間、同表中「<u>250円</u>」とあるのは「<u>300円</u>」と、「<u>280円</u>」とあるのは「<u>330円</u>」とする。</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1食あたりの単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園及び認定こども園の園児</td> <td><u>230円</u></td> </tr> <tr> <td>幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員</td> <td><u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒及び職員</td> <td><u>280円</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の幼稚部幼児</td> <td><u>230円</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の小学部児童</td> <td><u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員</td> <td><u>280円</u></td> </tr> <tr> <td>学校給食センターの職員</td> <td><u>280円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区分	1食あたりの単価	幼稚園及び認定こども園の園児	<u>230円</u>	幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	<u>250円</u>	中学校の生徒及び職員	<u>280円</u>	特別支援学校の幼稚部幼児	<u>230円</u>	特別支援学校の小学部児童	<u>250円</u>	特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	<u>280円</u>	学校給食センターの職員	<u>280円</u>	<p>附 則</p> <p>(学校給食費の特例)</p> <p>2 児童に係る学校給食費は、別表の規定にかかわらず、無料とする。</p> <p>3 園児、幼児及び生徒に対する別表の規定の適用については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、同表中「<u>302円</u>」とあるのは「<u>151円</u>」と、「<u>352円</u>」とあるのは「<u>176円</u>」とする。</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1食あたりの単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園及び認定こども園の園児</td> <td><u>302円</u></td> </tr> <tr> <td>幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員</td> <td><u>322円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒及び職員</td> <td><u>352円</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の幼稚部幼児</td> <td><u>302円</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の小学部児童</td> <td><u>322円</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員</td> <td><u>352円</u></td> </tr> <tr> <td>学校給食センターの職員</td> <td><u>352円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区分	1食あたりの単価	幼稚園及び認定こども園の園児	<u>302円</u>	幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	<u>322円</u>	中学校の生徒及び職員	<u>352円</u>	特別支援学校の幼稚部幼児	<u>302円</u>	特別支援学校の小学部児童	<u>322円</u>	特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	<u>352円</u>	学校給食センターの職員	<u>352円</u>
区分	1食あたりの単価																																
幼稚園及び認定こども園の園児	<u>230円</u>																																
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	<u>250円</u>																																
中学校の生徒及び職員	<u>280円</u>																																
特別支援学校の幼稚部幼児	<u>230円</u>																																
特別支援学校の小学部児童	<u>250円</u>																																
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	<u>280円</u>																																
学校給食センターの職員	<u>280円</u>																																
区分	1食あたりの単価																																
幼稚園及び認定こども園の園児	<u>302円</u>																																
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	<u>322円</u>																																
中学校の生徒及び職員	<u>352円</u>																																
特別支援学校の幼稚部幼児	<u>302円</u>																																
特別支援学校の小学部児童	<u>322円</u>																																
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	<u>352円</u>																																
学校給食センターの職員	<u>352円</u>																																

1～4 (略)

5 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第29条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。

1～4 (略)

(削除)

丹波篠山市保育所等の給食費徴収規則新旧対照表

現行	改正案																																				
<p>(給食費の額)</p> <p>第2条 給食費の額は、<u>1食当たり230円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="991 1111 1316 2007"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各月初日の小学校就学前の子どもの属する世帯の区分</th> <th colspan="2">給食費 (月額)</th> <th rowspan="2">(円)</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割額課税世帯</td> <td>77,101円未満</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>次の区分に該当する世帯</td> <td>77,101</td> <td>6,150</td> <td>6,440</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の小学校就学前の子どもの属する世帯の区分	給食費 (月額)		(円)	3歳児	4歳以上児	生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯	0	0	0	市民税所得割額課税世帯	77,101円未満	0	0	次の区分に該当する世帯	77,101	6,150	6,440	<p>(給食費の額)</p> <p>第2条 給食費の<u>1食当たりの額は、3歳児にあつては230円、4歳以上児にあつては302円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、4歳以上児に対する第2条及び別表の規定の適用については、同条中「302円」とあるのは「151円」と、同表中「7,640」とあるのは「5,340」と、同表備考第3項第2号中「151円」とあるのは「75円」とする。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="991 208 1316 1111"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各月初日の小学校就学前の子どもの属する世帯の区分</th> <th colspan="2">給食費 (月額)</th> <th rowspan="2">(円)</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割額課税世帯</td> <td>77,101円未満</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>次の区分に該当する世帯</td> <td>77,101</td> <td>6,150</td> <td>7,640</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の小学校就学前の子どもの属する世帯の区分	給食費 (月額)		(円)	3歳児	4歳以上児	生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯	0	0	0	市民税所得割額課税世帯	77,101円未満	0	0	次の区分に該当する世帯	77,101	6,150	7,640
各月初日の小学校就学前の子どもの属する世帯の区分		給食費 (月額)			(円)																																
	3歳児	4歳以上児																																			
生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯	0	0	0																																		
市民税所得割額課税世帯	77,101円未満	0	0																																		
次の区分に該当する世帯	77,101	6,150	6,440																																		
各月初日の小学校就学前の子どもの属する世帯の区分	給食費 (月額)		(円)																																		
	3歳児	4歳以上児																																			
生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯	0	0	0																																		
市民税所得割額課税世帯	77,101円未満	0	0																																		
次の区分に該当する世帯	77,101	6,150	7,640																																		

	円以上	円以上
<p>備考</p> <p>1 この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 前項の所得割の計算に当たっては、特定教育・保育の給付を受ける月の属する年度の前年度（当該給付を受ける月が4月から8月までの場合にあっては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。）にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>備考</p> <p>1 この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 前項の所得割の計算に当たっては、特定教育・保育の給付を受ける月の属する年度の前年度（当該給付を受ける月が4月から8月までの場合にあっては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。）にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</p> <p>3 <u>支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第1号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するもの</u></p>	

とする。

4 多子世帯の給食費は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3歳児 市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯においては、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援を利用している場合において、入所し、入園し、若しくは利用している児童のうち、最も年齢の高い児童（最も年齢の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）以外の児童の給食費は、次に年齢の高い児童（年齢が同じである児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）については本表の規定にかかわらず、本表に定める給食費の額に2分の1を乗じて得た額（1食当たり115円）とし、その他の児童については0円とする。

(2) 4歳以上児 同一世帯の兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯の2人目の園児については本表に定める給食費の額に2分の1を乗じて得た額（1食当たり115円）とし、3人目以降の園児については0円とする。この場合における年齢要件の基準日は、当該年度の4月1日とする。

3 多子世帯の給食費は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3歳児 市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯においては、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援を利用している場合において、入所し、入園し、若しくは利用している児童のうち、最も年齢の高い児童（最も年齢の高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）以外の児童の給食費は、次に年齢の高い児童（年齢が同じである児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）については本表の規定にかかわらず、本表に定める給食費の額に2分の1を乗じて得た額（1食当たり115円）とし、その他の児童については0円とする。

(2) 4歳以上児 同一世帯の兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯の2人目の園児については本表に定める給食費の額に2分の1を乗じて得た額（1食当たり115円）とし、3人目以降の園児については0円とする。この場合における年齢要件の基準日は、当該年度の4月1日とする。

丹波篠山市立ささぎそうホール 条例施行規則新旧対照表

現行

様式第1号(第3条関係)  
丹波篠山市立ささぎそうホール  
使用許可申請書

受付№

丹波篠山市教育委員会 様		住所		年 月 日
下記のとおり使用したいので申請します。		団体名	代表者	電話
使用日時	年 月 日	曜日	時 分	分から
行 事 名	年 月 日	曜日	時 分	分まで
行 事 内 容	準 備	日 時 分	時 分	円
	練 習	日 時 分	時 分	円
	リハーサル	日 時 分	時 分	円
	本 番	日 時 分	時 分	円
	撤 収	日 時 分	時 分	円
許可年月日	年 月 日	基 本 料 金		円
【行事内容】		加 算 料 金		円
		設備器具等		円
		ビデオ		円
		プロジェクター		円
		オペレーター		円
		合計金額		円
		検 収		円
				年 月 日

- 1 本館内のみホールペンで記入してください。特に、使用区分の時間帯により料金が変わってまいりますのでご注意ください。
- 2 附属設備使用料及び人件費等は、講義終了後請求します。

改正案

様式第1号(第3条関係)  
丹波篠山市立ささぎそうホール  
使用許可申請書

丹波篠山市教育委員会 様		住所		年 月 日
下記のとおり使用したいので申請します。		団体名	代表者	電話
使用日時	年 月 日	曜日	時 分	分から
行 事 名	年 月 日	曜日	時 分	分まで
行 事 内 容	準 備	日 時 分	時 分	円
	練 習	日 時 分	時 分	円
	リハーサル	日 時 分	時 分	円
	本 番	日 時 分	時 分	円
	撤 収	日 時 分	時 分	円
使用年月日	年 月 日	基 本 料 金		円
【行事内容】		加 算 料 金		円
		設備器具等		円
		ビデオ		円
		プロジェクター		円
		オペレーター		円
		合計金額		円
		検 収		円
				年 月 日

- 1 本館内のみホールペンで記入してください。特に、使用区分の時間帯により料金が変わってまいりますのでご注意ください。
- 2 附属設備使用料及び人件費等は、講義終了後請求します。

丹波篠山市立ささぎそうホール条例施行規則新旧対照表

現行

様式第2号(第3条関係) 丹波篠山市立ささぎそうホール使用許可書 受付№. \_\_\_\_\_

使用日時	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	円
住 所	_____				
団体名	_____				
代表者	_____ 様				
行 事 名	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	円
行 事 内 容	_____				
使 用 区 分	演 講	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
	練 習	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
	リハーサル	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
	本 番	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
	撤 収	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
許可年月日	年 月 日	基 本 料 金	円		
【行事内容】	加 算 料 金	ビ ア ノ	円		
	設 備 器 具 等	プ ロ ジ ェ ク タ ー	円		
		オ ペ レ ー タ ー	円		
		合 計 金 額	円		
機 収					円

上記のとおり、使用を許可します。

丹波篠山市教育委員会 印

改正案

様式第2号(第3条関係) 丹波篠山市立ささぎそうホール 使用許可書 受付№. \_\_\_\_\_

使用日時	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	円
住 所	_____				
団体名	_____				
代表者	_____ 様				
運送費	_____ 円				
行 事 名	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	円
行 事 内 容	_____				
使 用 区 分	演 講	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
	練 習	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
	リハーサル	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
	本 番	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
	撤 収	日 時 分	日 時 分	日 時 分	円
使用家賃	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	円
備 考	基本使用料合計	円			
	加 算 料 金	円			
	設 備 器 具 等	円			
	合 計 金 額	円			
機 収					円

注 1) 利用費は下記に該当する場合は、利用の経費を新山州、又は利用を制限し、またはは停止するに必要となります。  
 (1) 本庁またはその関係機関に所属する職員による利用  
 (2) 施設を特定目的にのみ利用する場合は、事前に費用の上乗せを要します。

上記のとおり利用を許可します。

丹波篠山市教育委員会 印

丹波篠山市立さぎそうホール条例施行規則新旧対照表

現行

改正案

様式第3号 (第25条関係)

丹波篠山市立さぎそうホール使用料減免申請書

年 月 日

丹波篠山市長 様

次のとおり使用料の減免を申請します。

教育長	次 長	課 長	係 長	担 当
-----	-----	-----	-----	-----

申請者	住所	氏名(五枚)	金額
代表者の名称	連絡先	電話番号	
利用の日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 時 分まで	
主催			
後援			
申請の理由	利用の施設	種 別	金 額
		※ 基本使用料	円
		※ ビデオ	円
		※ プロジェクター	円
		※ オペレーター	円
		※ 備置料等	円
		※ 合計	円
		※ 減 免 率	
		※ 納 付 金 額	円

※印欄は記入しないでください。

許 可	不 許 可
-----	-------

様式第3号(第25条関係)

丹波篠山市立さぎそうホール  
使用料減免申請書

丹波篠山市教育委員会 様

住所

団体名

代表者

連絡先

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

※印欄は記入しないでください。

上記のとおり免状(許可)不許可とします。

許 可	不 許 可
-----	-------

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第3（第4条関係） 登録団体に対する減免を適用しない施設等 施設の名称等</p> <p>丹波篠山市立城東グラウンド照明設備 丹波篠山市立今田グラウンド照明設備 丹波篠山市立西紀中学校グラウンド照明設備 丹波篠山市立今田テニスコート照明設備</p>	<p>別表第3（第4条関係） 登録団体に対する減免を適用しない施設等 施設の名称等</p> <p>丹波篠山市立城東グラウンド照明設備 丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド照明設備 丹波篠山市立今田グラウンド照明設備 丹波篠山市立今田テニスコート照明設備 丹波篠山市立西紀中学校グラウンド照明設備</p>